

# 中央会 **Monthly** ・Tochigi・

2020

4

vol.623

特  
集

1▶4P

先進組合事例抄録



## 5P 施策情報

▶栃木県からのお知らせ

## 6~7P 情報連絡員報告 (令和2年2月分)

▶グラフと概況/業界の声

## 8~9P 組合インタビュー「この人に聞く」

▶第13回：宇都宮オリオン通り商店街振興組合  
長島俊夫理事長  
竹川哲夫副理事長

## 10~11P チェックポイント

▶事業報告書の作成について

## 12P 中央会からのお知らせ

▶新型コロナウイルス関連情報  
▶令和2年度 栃木県中央会事務局体制

栃木県中小企業団体中央会

栃木県宇都宮市中央3-1-4 (栃木県産業会館3階)

TEL 028-635-2300 / FAX 028-635-2302 / URL : <http://www.tck.or.jp>

栃木県中小企業団体中央会はFacebookを利用しています。「栃木県中央会Facebook」で検索してください!

◇コミュニティビジネス支援センター◇  
◇官公需総合相談センター◇



全国中小企業団体中央会では、組合が抱える課題に対し、いかに取り組み、どのような成果を上げたのか、課題解決等に先進的に取り組む組合活動事例を調査・分析し、他組合等に知識や経験、ノウハウの移転・活用につなげることを目的として、毎年「先進事例抄録」を作成しています。

令和元年度は県内から2組合が掲載されていますので、ご紹介いたします。

### カード発行による地域の活性化と教育・福祉の充実

C  
4

## ひばりカード協同組合

住 所	〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目3番地1		
U R L	—		
設 立	平成3年5月11日	主な業種	異業種（小売業及びサービス業）
組合員数	20人	出 資 金	2,000千円

#### ■背景・目的

芳賀町は、工業団地を中心とした工業分野で発展してきた一方で、商業環境は停滞が続き、加えて近隣地域に大型店出店や商業施設の集積等が相次いだ結果、地元商業者は苦戦を強いられてきた。そこで、激変する商業環境に対応すべく、地元商業者が一致団結しポイントカード事業を展開することで、地元商業の活性化に取り組むこととなった。

#### ■取組みの手法と内容

ポイントカードには芳賀町のシンボルである「ひばり」がデザインされており、「ひばりカード」の愛称で親しまれている。ひばりカードを発行した当時、地域内にはスタンプカードを運営する優良店会が複数存在し、ひばりカードへの統一化が望まれていた。世間の電子式ポイントカード需要の高まりとそのメリットを伝えることで統合化を促進し、加盟店拡大を実現した。また、大型店と共通のポイントカードにすることで、ひばりカードの使用頻度アップを図っている。

消費購買意欲を高めるため、毎月1日・10日・20日にはポイント3倍セールを実施しているほか、満額となったひばりカードを活用し、コンサートやバスツアーの費用への充当

や、空くじのない大抽選会などを行っている。

ひばりカードの裏側にはPKSマークと呼ばれる教育福祉助成券が付いており、1枚20円分として学校や福祉施設の図書・備品等の購入に利用できる。現在、このPKSマークの普及を図るべく芳賀町と市貝町の全8小中学校に「ひばり文庫」の設置を進めており、その第1弾として、町立芳賀中学校へ図書53冊（10万円相当）を寄贈した。「ひばり文庫」の書棚に回収箱を設置することで次のPKSマークの回収を促進している。

また、芳賀町が行う「健幸ポイント事業」にも参加し、健幸ポイントを貯めるとひばりカードのポイントがもらえる仕組みとなっており、地元住民の健康福祉にも役立っている。

## ■成果とその要因

地方では地元商業者が団結し大型店に対抗するケースが多く見られるが、組合の尽力により、大型店と地元商店が敵対せず共存する道を開拓したことが大きな成功要因である。大型店を広告塔として活用して、ひばりカードのイメージアップや知名度の向上を図った結果、地元商店への信頼度の上昇と集客数アップを実現できた。



ひばりカード・PKSマーク



3倍セール・年間スケジュール

### Point



大型店をも巻き込んだ組合事業の展開とポイントカードの発行及びそれを活用したイベント等の実施により、地元商業の活性化と教育・福祉等の社会貢献活動を行っている。

## 湖畔における整備管理業務による景観美化と観光客誘致

D  
3

### 中禅寺レイクサービス協業組合

住 所	〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2478番地		
U R L	—		
設 立	平成12年4月11日	主な業種	貸しボート事業 棧橋及び園地の整備管理
組合員数	10人	出 資 金	3,000千円

#### ■背景・目的

従来、中禅寺湖畔では各事業者により設置された棧橋やそれぞれが所有するボートが雑然としており、湖畔の景観を破壊していた。

このような中、国の国立公園整備計画により湖畔の整備を進めることが決定され、その整備管理業務を継続的に受託・実施し、湖畔の景観を取り戻すことで、さらなる観光客誘致につなげようと考えた。

#### ■取組みの手法と内容

棧橋及び園地等の整備管理業務を継続的に受託できる強固な組織とするため、組合業務を理事全員で役割分担して取り組んでいる。これにより安定的かつ抜かりない事業運営が可能となっているほか、名ばかり理事の防止や組合の存在意義の向上にも寄与している。

元来、各事業者は土産物店や旅館などの本業のプラスアルファとして貸しボート業を営んでいたが、事業者によっては厳しい経営が続き、また、事業者ごとに棧橋の設置とボートの管理をしていたことで湖畔の景観破壊の原因となっていた。そこで、貸しボート事業の協業化により、各事業者の競争によって引き起こされていた湖上での混乱が解消されたほか、棧橋の統一化を図ることで景観破壊から湖畔の美観を取り戻すことができた。更に、組合においても湖畔周辺の管理業務に加え、土木事務所所有船の管理業務も受託したことで、安定した事業運営ができるようになったことから、湖畔地域が活性化し観光地としての魅力が向上した。

貸しボート事業の経営は安定しているが、売上が頭打ちとなっており、これを改善するため貸しボートにハロウィン等の季節的な装飾を施すほか、温泉旅館組合と協力して宿泊者へのサービス等を行っている。また、今後の収益向上のため、新たな湖面利用による事業展開を検討している。

中禅寺湖畔は諸外国の大使館や別荘が建てられるなど国際避暑地として発展してきた歴史があり、今日も多くの外国人観光客が訪れている。案内表示の多言語化やスタッフ研修の実施等のインバウンド対策を行い、さらなる売上増と観光客誘致を目指していく。

## ■成果とその要因

湖畔の美観を取り戻すことができたほか、整備管理業務を継続的に受託・実施することにより、再び景観が破壊されないよう努めている。ここ数年、日本人のみならず外国人観光客の来訪が多数あり、観光客誘致に効果があったことが確認できる。また、今後も県の道路整備により交通渋滞の緩和が期待されており、一層の観光客増加が見込まれている。



統一化された栈橋の一つ



ハロウィン仕様の貸しポート



Point

理事全員の役割分担による合理的・効率的な組合運営がなされているため、整備管理業務を確実に履行でき、観光地としての美観の保持と効果的な観光客誘致が可能となっている。

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した  
セーフティネット  
安心の材料を  
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧ください

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構

### 小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

### 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

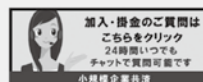
3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

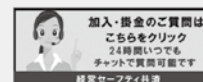
24時間・  
365日  
お問い合わせ  
可能に  
なりました

加入資格・手続きについてのご質問を  
チャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホーム  
ページからご確認ください。

TEL 050-5541-7171（共済相談室）



小規模共済 検索



経営セーフティ共済 検索

# 施策情報

## 栃木県からのお知らせ

栃木県BCP策定支援プロジェクトでは  
新型コロナウイルス等の感染症BCPの策定支援を行っています

## 企業における新型コロナウイルス感染症対策

### ◆ BCP(事業継続計画)とは？

地震や火災、集団感染等、企業活動にはさまざまなリスクが存在します。  
BCP (Business Continuity Plan)を策定しておくことで、緊急事態が発生した場合に  
事業の継続または早期復旧に向けて、速やかな対応が可能となります。



### ◆ 感染症BCPを策定するには？

地震等の自然災害に対応するBCPと共通する項目も多くありますが、感染症独自の対策が必要な項目もあります。

事業の特性に応じて、事業継続方法の変更や、働きやすい環境整備を工夫することが重要です。

### ◆ 新型コロナウイルス感染症発生に備えた危機管理体制の確立

- 重要事項を決定する感染症対策本部の準備
- 従業員への緊急連絡体制の整備
- 優先する重要業務は何かを決定しておく。  
(急激な感染拡大や出社できる従業員の減少等に備えて、事業の縮小や停止することが可能な業務を検討しておく。)
- 重要業務を継続するためには、どのような障害があるかを把握しておく。

### ◆ 感染予防策・感染拡大防止策

- 従業員のこまめな手洗い、咳エチケットの徹底
- 従業員の健康状況チェックの実施
- 来客者への対応策(消毒液の設置、マスクの配布、共通物品等の定期的な消毒)
- テレワークや時差通勤など感染防止に向けた柔軟な働き方を実施
- 従業員に発熱や咳等の風邪症状が見られるときは、会社を休むことを徹底
- 従業員には、感染リスクを高める行動を避けるように注意喚起
- 出張等の移動・往来の自粛の検討
- 政府・自治体からの要請に応じて、迅速に対策を講じる。  
(多くの人が集まる大規模イベントの開催を自粛する等)

### ◆ 感染発生時の対応

- 感染が疑われる場合は、医療機関の受診前に、会社を管轄する広域健康福祉センター又は保健所(帰国者・接触者相談センター)に相談
- 従業員は、PCR検査の結果が陽性の場合、直ちに会社に報告
- 従業員が感染した場合には、行政機関による調査への協力
- 感染者と濃厚接触した従業員は、自宅待機等の要請に従う。
- 感染者が利用したエリア等の一時的な封鎖、消毒の実施
- 集団感染が発生した場合には、速やかな情報公開に協力

BCP策定支援を希望する事業者には専門家を派遣し、事業の特性に応じたBCP策定をお手伝いします。  
(費用無料・回数制限なし)

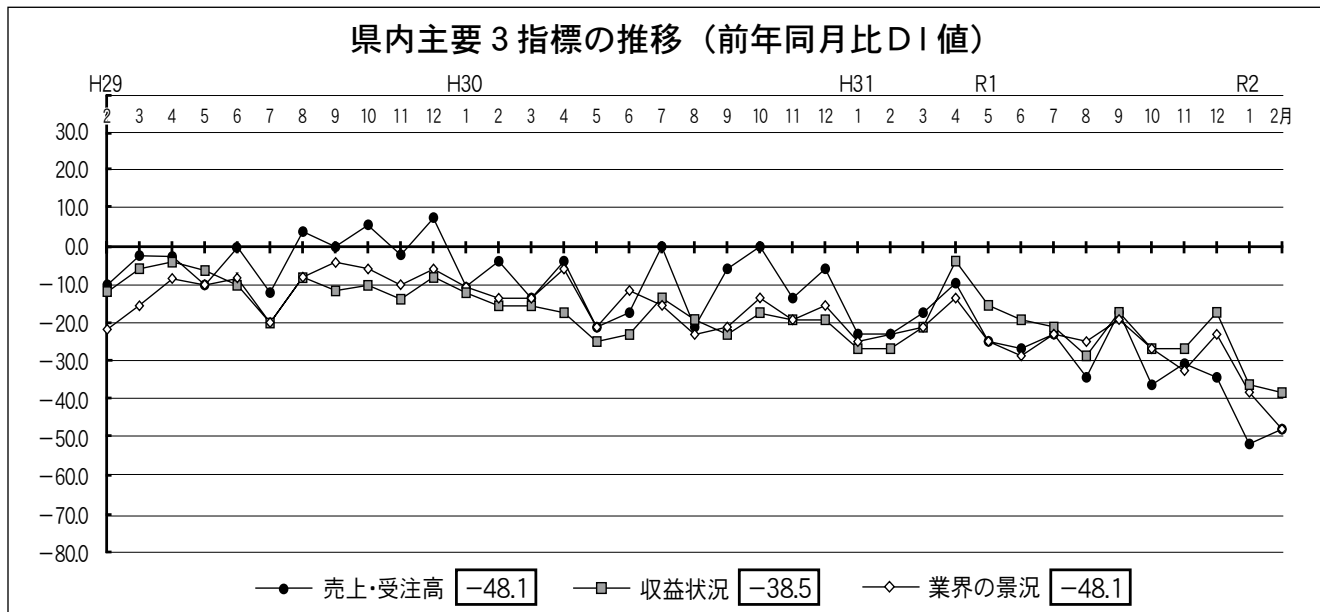
【お問合せ先】 栃木県 産業労働観光部 経営支援課 中小・小規模企業支援室

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 県庁舎本館6階

TEL:028-623-3173 FAX:028-623-3340 E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

# 情報連絡員報告 (令和2年2月分)

この報告結果は、栃木県中央会において設置している中小企業団体情報連絡員（中小企業組合（協同組合、商工組合等）の役職員52名に委嘱）による、所属組合の組合員企業の全体的な景況です。



## 概況

2月の前年同月比DI値は、前月の前年同月比DI値と比べ、9指標中「売上高」「資金繰り」「雇用人員」の3指標が上昇、「在庫数量」「収益状況」「業界の景況」の3指標が下降した。

主要3指標では、「売上高」は上昇し-48.1ポイント、「収益状況」及び「業界の景況」は下降しそれぞれ-38.5ポイント、-48.1ポイントであった。

業種別の状況を見ると、下表のとおり、「売上高」は製造業で7業種中3業種が上昇、2業種が下降し、非製造業で6業種中1業種が上昇、1業種が下降した。「収益状況」は製造業で7業種中2業種が上昇、2業種が下降し、非製造業で6業種中1業種が上昇、2業種が下降した。「業界の景況」は製造業で7業種中1業種が上昇、4業種が下降し、非製造業で6業種中1業種が下降した。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、イベントや会合等の延期・中止、店舗の営業自粛等が相次いだことに伴い、納品依頼や予約のキャンセル等が後を絶たず、壊滅的な打撃を受けている。また、部材・部品等の供給の遅れや加工工場の休業等も相次いでおり、今後の生産活動に不安を感じる声が多く聞かれた。次月以降も新型コロナウイルスを巡る動向が景気を大きく左右すると予想され、景気の先行き不透明感が強まっている。

### 【前月DI値差】

	売上	在庫	価格	条件	収益	資金	設備	雇用	景況
食料品製造	0.0	-25.0	0.0	0.0	0.0	-25.0	0.0	0.0	0.0
繊維・同製品	25.0	0.0	-25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	-50.0
木材・木製品	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-50.0	0.0	-25.0
印刷	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
窯業・土石	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	25.0
鉄鋼・金属	-25.0	0.0	0.0	0.0	-25.0	0.0	0.0	0.0	-25.0
一般機器	-25.0	-50.0	0.0	0.0	-25.0	0.0	-25.0	25.0	-25.0
<b>製造業</b>	<b>12.0</b>	<b>-8.0</b>	<b>-4.0</b>	<b>4.0</b>	<b>4.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>4.0</b>	<b>-16.0</b>
卸売業	0.0	0.0	0.0	-33.3	0.0	0.0		-33.3	0.0
小売業	-42.9	-14.3	0.0	0.0	-28.6	0.0		0.0	0.0
サービス業	33.3		16.7	0.0	16.6	16.6		33.4	0.0
建設業	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	-20.0
運輸業	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
その他	0.0		0.0	0.0	-50.0	0.0		0.0	0.0
<b>非製造業</b>	<b>-3.8</b>	<b>-10.0</b>	<b>3.7</b>	<b>-3.7</b>	<b>-7.4</b>	<b>3.7</b>		<b>3.7</b>	<b>-3.7</b>
<b>全体</b>	<b>3.8</b>	<b>-8.6</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>-2.0</b>	<b>1.9</b>	<b>0.0</b>	<b>3.9</b>	<b>-9.6</b>

**【和洋菓子製造業】** 新型コロナウイルスの影響により、イベントや会合等が中止となったため、売上高が大きく減少した。

**【あん類製造業】** 消費増税の影響が続いており、売上高減少及び収益状況悪化が引き起こされている。今のところ、新型コロナウイルスの影響は出ていない。

**【酒類製造業】** 新型コロナウイルスの感染予防のために飲食店等が次々に休業や営業自粛に追い込まれている影響を受け、収益状況は悪化の一途をたどっている。新型コロナウイルスは先行き不安を高める一因となっているため、早急な終息が望まれる。

**【縫製業】** 新型コロナウイルスの影響により、海外生産を一部国内へシフトする動きがあり、受注は増加している。しかし、原材料の多くを中国からの輸入に頼っているため、在庫を使い切ってしまった場合にこれまで通り輸入できるか心配である。

**【外衣・シャツ製造業】** 新型コロナウイルスの影響により、イベントや祭り、卒業式等が中止となったために衣服のレンタルでキャンセルが相次ぎ、売上高が大きく減少している。

**【染色整理業】** 一部の組合員において売上高の減少が発生している。

**【網・網・レース・繊維粗製品製造業】** 新型コロナウイルスの影響により、国内外の繊維業界は停滞している。資材の調達が難しく、加工工場も休業等が相次いでおり、取引先もお手上げ状態とのことである。今後のさらなる景況感悪化が危惧される中、消費者においては購買欲が低下し、事業者においてはより厳しい発注内容（値引き、減産）が想定されるなど、業界内の悪循環が懸念される。

**【家具・建具製造業】** 新型コロナウイルスの影響により、中国製の部材・部品等の供給が遅れ始めており、今後の生産活動に不安を感じている組合員が増えている。

**【建具製造業】** 販売実績は結果的に前年を上回った形となったものの、新型コロナウイルスの影響が仕入材料や金物等に波及しつつあり、混乱が長引けば多大な事業機会の損失や減収につながる危険性がある。また、従業員や関係者の感染も大きなリスクであり、懸念事項となっている。

**【印刷業】** ニーズの変化、需要の停滞、過当競争、低価格、資材等の値上げなど厳しい経営環境に変わりはない。また、新型コロナウイルスの影響が出始めており、年度末に向けて受注量の減少に不安が残る。

**【石灰製造業】** 鉄鋼関係は減産傾向のため出荷減となった。肥料関係は若干の減少となった。建材関係は徐々に受注が始めているが、本格的な動きにはまだ達していない。全体的には減少傾向となった。

**【金属製品製造業】** 新型コロナウイルスの影響により、家電関係の部品が中国から入荷できていないため、会社の稼働日数が定まらない懸念がある。

**【金属製品製造業】** 売上低下・人件費増加・人手不足により、自動車部品関連・機械設備関連・プレス金型関連いずれも低下した。

**【一般機械器具製造業】** 売上高がやや減少し、それに伴い収益状況もやや悪化した。今後の先行きを不安視する組合員も少なくない。また、新型コロナウイルスの影響による日本経済全体の悪化も懸念されているため、今後の影響を引き続き注視していく必要がある。

**【一般機械器具製造業】** 新型コロナウイルスの影響により、中国の取引先からの製品仕入が減少したため、国内での売上高が減少している。

**【一般機械器具製造業】** 新型コロナウイルスの影響が徐々に始まっており、先行き不安が高まっている。

**【各種商品卸売業】** 一部の組合員に売上高減少や収益状況悪化がみられる一方、業況は良いとする組合員も複数あるため、業種による違いはあるものの、総じて大きな業況変化はない。

新型コロナウイルス対策用のマスクやアルコール消毒剤が入手困難となっている組合員が多く、早期改善が望まれる。

**【食肉小売業】** 消費増税によって消費者の節約志向が強まっている中、新型コロナウイルスの影響により、宴会やイベント等が中止となったために納品等のキャンセルが相次ぎ、景況感は悪化している。

**【中古自動車小売業】** 消費増税後の動きは依然として回復しない中、新型コロナウイルスの影響により消費マインドが低下しており、売上等に少なからず影響が出始めている。

**【各種商品小売業】** 前月に引き続き景況感が悪く、また、新型コロナウイルスの影響も出始めており、さらなる客数減を招いた。全体的に景況は低迷している。

**【各種商品小売業】** 前半は好調に推移したものの、下旬以降は新型コロナウイルスの影響により、売上が急激に落ち込んだ。2月以降もどこまで影響が大きくなるか計り知れず、先行き不透明感が強まっている。

**【花・植木小売業】** 前年同月比で、入荷量は約93%、単価は約95%で推移した。葬儀需要はやや多かったが、ブライダル需要は減少した。小売店の動きも鈍く、売上が大きく減少した。来月は、桃の節句、卒業式、結婚式、お彼岸といった一年で最もお花が使われる時期であるが、新型コロナウイルスが売上等にどこまで影響するのか心配である。

**【理容業】** 組合員数について、ここ数ヶ月は緩やかな減少となっている。台風19号の被害を受けた組合員の多くは業務を再開できており一安心であるが、未だ休業している組合員については引き続き支援が必要な状況である。

**【自動車整備業】** 従業員の減少により、売上高等に影響が出ている。求人を行っても就職希望者が見つからず、新規採用が非常に難しい状況である。

**【旅館・ホテル】** 宿泊に関しては、例年通りの動きとなった。宴会及び飲食店利用に関しては、ここ数年のトレンド通り同伴数程度受注したが、下旬以降は新型コロナウイルス感染防止の観点から会合等が自粛となった影響でキャンセルが相次ぎ、壊滅的な状況に追い込まれている。

**【ビルメンテナンス業】** 仕事の受注量は前年並みであるが、倉庫内作業等において作業効率化を図り、人件費を削減することで、収益性は向上している。

**【給食センター】** 産業弁当の値上げを実施したが、不採算部門の撤退等により昨年度より若干の売上高減少となった。配送の燃料費高騰や最低賃金引上げ等により厳しい状況ではあるが、食材費の減少や新規得意先の開拓・新商品の開発により、収益は良くなってきている。

**【内装工事業】** 当組合の防災ラベル支給枚数からみると、カーテン用ラベルは5%増、敷物用ラベルは4%減、壁装用ラベルは13%減であった。全体的には14%減となった。3月の動きに期待している。

**【一般貨物自動車運送業】** 慢性的なドライバー不足に加え、新型コロナウイルスの影響により、主に製造業での減産が目立っており、その分荷動きも減少するため、業績は悪化している。

**【貨物軽自動車運送業】** 新型コロナウイルスの影響が大きく、自動車、部材、印刷物等の仕事がストップしてしまっている。小学校等が休校となった影響で、食料品、飲料水等の配送がスポット的に増加した。引越しについては、例年通りの受注数・予約数であった。今後の新型コロナウイルスの影響次第であるが、年度末までは厳しい景況が続くと予想される。

**【一般乗用旅客自動車運送業】** 消費増税の影響が続く中、新型コロナウイルスによるイベント・会議等の中止や外出自粛の影響を大きく受け、2割強の売上減となっている。今後の成り行きが非常に心配である。

**【大谷石採石業】** 前月に引き続き、受注が少ない。



## 第13回

## 組合インタビュー「この人に聞く」

長島 俊夫 さん（理事長）  
竹川 哲夫 さん（副理事長）

宇都宮オリオン通り商店街振興組合

オリオン通り商店街は、昭和23年12月に発足した、宇都宮市を代表する歴史ある商店街です。

宇都宮オリオン通り商店街振興組合では、フリーマーケットの「オリオンバザール」をはじめ、「カクテルカーニバル」や「おばけ屋敷」、「コスプレイベント」等、中心市街地の活性化に向けた様々な共同イベントを実施してきました。

今回、長島理事長と竹川副理事長のお二人に、組合設立の経緯や活動状況、組合の今後の展望等についてお話を伺いました。



写真右から 長島理事長、竹川副理事長

### ——貴組合の設立の経緯、沿革について教えてください。

当組合は、昭和23年に「オリオン通り商店街」という任意組織で発足し、昭和41年に「オリオン通り商店街振興組合」として法人化したといます。なぜ「オリオン」という名前なのかといいますと、一条町、江野町、曲師町とオリオン通りを形成する3つの商店街が、共に永遠に輝く星座「オリオン座」に因んだことが理由です。現在オリオン通りは、当振興組合と曲師町商業協同組合の2商店街で構成されており、それぞれアーケードや床の形が違うのですよ。

当振興組合が設立された直後の昭和42年には、県内初の全長280mに渡る全蓋式アーケードを設置し、北関東随一の広域型商店街として、また宇都宮市を象徴する商店街として活動してきました。しかし、平成6年の地元百貨店の郊外移転に端を発し、一時商店街の集客力が低下してしまいました。そこで活性化委員会を立ち上げ、様々なイベントを開催することにより、中心市街地の中核として再生されつつあります。現在、組合員数は60店舗で、空き店舗ゼロを達成することができました。飲食店が多く参入しており、夜も若い世代でにぎわう商店街になりましたね。

これまでアーケードの建替えを2度行い、現在は市民広場（オリオンスクエア）の改修を行っている最中です。

### ——組合の共同事業についてお聞かせください。

組合の主な事業としては、商店街での様々なイベントの企画開催です。恒例イベントとしては平成9年から年に7回開催している「オリオンバザール」ですね。アーケード内でのフリーマーケットで60店舗か



ら最大80店舗が出店しています。

これは埼玉県秩父市の、ある商店街で開催されるイベントを参考にしました。今年で23年目になりますが、現在もなお人気の高いイベントの1つです。

また、平成22年には「未来創生事業計画」として地域に立脚した商店街を目指した活性化計画を策定し、「文化」という新たな切り口でイベント事業を始めました。それが文星大学との連携で開催した「デジタルまんが祭り in 宇都宮」です。このイベントではデジタル漫画の公開審査会やオークション販売を行いました。

これは全国規模のイベントだったので、県外からの来場客もとても多かったですね。

更に、未来創生事業計画の一環で商店街内に「オリオンACプラザ」を設置しました。「ほっとスペースで身近な芸術・文化」をコンセプトとして、各種芸術文化の展示や市民の皆様の発表の場としてギャラリーを運営しております。

その他にも、コスプレのイベントや、ACプラザでのお化け屋敷、カクテルカーニバルなど様々な分野のイベントを行うことで、若い世代や家族連れの集客アップを目指しています。

また、曲師町商業協同組合との共催による七夕まつりやJAZZイベントなど、他の商店街と共同で行うイベントもあります。他の商店街と連携することで規模が大きいイベントを開催することができています。

ただ、世間を騒がせている新型コロナウイルスの影響で、最近ではオリオン通り内の人通りも少なく感じています。一刻も早く収束してほしいですね。

### ——今後の展望と組合のPRをお聞かせください。

オリオン通りは飲食や買い物に役立つだけでなく、アーケードが設置されているおかげで、土砂降りになったときの逃げ場になったり、私たちの生活に役立つ利点がたくさんあります。是非、県民の皆さんにはオリオン通りを社会資本の1つとして考えていただければと思いますね。

### ——中央会に期待することをお聞かせください。

登記など事務的な手続きはもちろんのこと、キャッシュレス決済についてなど今後も引き続きご指導いただければと思います。また、アーケードの改修には補助金を利用して行いました。そのような補助金の情報も引き続き頂ければと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

### ——本日はありがとうございました。



## ORION STREET MALL

栃木県宇都宮市の中心地にあるアーケード型商店街「オリオン通り商店街」

主たる事業	アーケードの管理、共同売り出し（ナイトバザール）の実施等
事務所	〒320-0802 栃木県宇都宮市江野町10-13 栃の木地所ビル2階 TEL 028 (638) 4030 / FAX 028 (638) 4060
代表者	理事長 長島 俊夫
組合員数	60名

# チェックポイント 事業報告書の作成について

事業報告書は、通常総会（通常総代会）において組合の活動実績等と現状を組合員に報告する書類です。記載しなければならない事項は中小企業等協同組合法施行規則第110条から第113条に規定されており、この規定に従って作成しなければなりません。なお、該当しないものは記載する必要はなく、逆に組合として記載すべきと考えられる事項は追加することは差し支えありません。

以下の様式例を参考に、事業報告書を作成してみましょう。

## 事業報告書（様式例）

自 ○○年○○月○○日  
至 ○○年○○月○○日

### I 事業活動の概況に関する事項

- 事業年度（末日）における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果（組合及び組合員をめぐり経済・経営状況、当該事業年度における主要な事業の内容・経過及び成果を事業ごとに記載）
  - 組合及び組合員をめぐり経済・経営状況
  - 共同事業の実施状況
    - 共同購買事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
    - 事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
- 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況  
（当該事業年度中に新たな資金調達を実施した場合に記載）

#### 資金実績表

資金運用実績		資金調達実績	
1 固定資産投資	××	1 増資	×××
2 借入金返済額	××	2 借入金	×××
3 出資・利用分量配当金	××	3 当期純利益金額	××
4 ○○○○	××	4 減価償却費	×××
5 差引運転資金の増減	×××	5 ○○○○	×××
資金運用合計	××××	資金調達計	××××

- 設備投資の状況（当該事業年度中に設備投資を実施した場合に記載）
  - 組合会館・組合事務所 各○箇所
  - 工場・倉庫 各○箇所
  - 駐車場 各○箇所
- 業務提携等重要事項の概要（業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合に、その状況を記載）
- 直前3事業年度の財産及び損益の状況（当該事業年度は含まない）

項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	××	××	××
純資産合計	×××	×××	×××
事業収益合計	××	××	××
当期純利益金額	×××	×××	×××

- 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項（組合が対処すべき課題等、組合の現況に関する状況の中で重要な事項がある場合に記載）

### II 運営組織の状況に関する事項

- 総会の開催状況（当該事業年度中に開催した総会の状況（開催日時、出席組合員数、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 理事会の開催状況（当該事業年度中に開催した理事会の状況（開催日時、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 委員会・部会等の開催状況（当該事業年度中に開催した委員会・部会等の状況（開催日時、出席者数、主な議題等）を記載）

4 組合員数及び出資口数の増減 (1口金額〇〇〇円)

	前年度末	増 加	減 少	本年度末
組合員数	名	名	名	名
出資口数	口	口	口	口
出資総額	円	円	円	円

期中に異動がない場合は、表下に「本年度異動なし」と記載すること。

5 役員に関する事項

(1) 役員の名及び職制上の地位及び担当

地 位	氏 名	担 当

(2) 兼務役員についての重要な事実（組合の役職以外に就いている外部会社等における役職、ただし員内役員については、組合にあっては組合員企業における役職、連合会にあっては会員組合における役職、所属員企業における役職を除く）

地 位	氏 名	兼務役員の状況（会社名と役職）

(3) 辞任した役員の名

地 位	氏 名	退任月日・退任事由

6 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人 数	人	人	人	人
平均勤続年数	年	年	年	年

(2) 組織図

(3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

組織の名称	組織の目的と活動（事業）概要

7 施設の設置状況（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等）

施設の名称	施設の概要	所 在 地

8 重要な子会社（子法人、関連会社）の状況（商号（名称）、代表者名、所在地、資本金額、当該子会社に対する組合の議決権比率、主な事業内容）

9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

III その他組合の状況に関する重要な事項

- 1 本組合は〇年〇月〇日を目途に、株式会社への組織変更を進めている。
- 2 なければ「該当なし」と記載すること。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方へ

栃木県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を対象とした保証制度を取り扱っています。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

### 保証制度の概要

■緊急災害短期保証制度

保証限度額：1,000万円／保証期間：1年以内

■危機関連保証

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：10年以内

対象要件：売上高の実績・見込が15%以上減少

添付書類：市町村長の発行する認定書

■セーフティネット保証（4号・5号）

保証限度額：別枠2億8,000万円

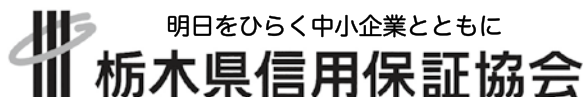
保証期間：運転10年以内、設備20年以内

対象要件：【4号】売上高の実績・見込が20%以上減少

【5号】売上高の実績・見込が5%以上減少

対象業種：【4号】保証対象業種【5号】指定業種

添付書類：市町村長の発行する認定書



# 中央会からのお知らせ

## ◆新型コロナウイルス関連情報

### ◎感染拡大を踏まえた中小企業組合の総(代)会の対応について

今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止するという観点から、総(代)会の開催方法についての相談が、本会に対して多く寄せられています。

中協法第46条により「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。」と規定されており、総会を開催しないということは認められません。ただし、「書面（電磁的方法）又は代理人」による議決権の行使を活用して開催することにより、最小限の人数で総会を成立させることが可能となります。

なお、開催にあたっては、感染防止対策を十分に講じた上での対応が求められます。ご不明な点は、当中央会各巡回担当者にご相談ください。

### ◎国の新型コロナウイルス関連支援策について

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する支援策として、①資金繰り支援、②サプライチェーン、観光等への毀損に対応する設備投資や販路開拓支援、③産業界への下請配慮要請など経営環境整備などをはじめとする、各種支援策が講じられております。

特設サイトに随時最新の情報が掲載されておりますのでご参照ください。

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



## ◇令和2年度 栃木県中央会事務局体制 ☆本年度もよろしくお願いいたします。

